

○共愛学園前橋国際大学 研究不正防止規程

(2015年11月27日制定)

(目的)

第1条 この規程は、共愛学園前橋国際大学（以下、本学という。）における研究活動上の不正行為の防止、および不正行為が生じた場合における適正な対応について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究者

本学での研究活動に関わるすべての者（専任および非常勤教職員、共同研究者、学生、卒業生等を含む）。

(2) 研究および研究活動

研究計画の立案・実施、情報等の収集・管理、研究成果の公表・評価にいたるすべての行為。

(3) 研究活動上の不正行為（以下、不正行為という。）

① 故意または研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改竄、および盗用。

・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

・改竄：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

・盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であり、本学の諸規程およびガイドラインのほか、国内の法令ならびに国際的に認められた規範・条約、学会や研究機関の指針、および社会通念に照らして研究倫理からの逸脱が甚だしいもの。

(不正防止に係る研究者の責務)

第3条 研究者は本学研究倫理規程に定められたほかに、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) 研究者は、研究活動上の不正行為およびその他の不適切な行為を行ってはならず、また他者による不正行為の防止に努めなければならない。

(2) 研究者は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(3) 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年以上適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(学長の役割)

第4条 学長は、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 学長は、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

2 研究倫理教育責任者は、研究者（学生等を含む）に対して、研究倫理に関する教育を定期的に行なう。

3 研究倫理教育責任者は、別に定める「共愛学園前橋国際大学 研究倫理審査委員会規程」第4条1項に基づき、研究倫理審査委員会委員長を兼務する。

(研究倫理審査委員会)

第6条 研究者による不正行為の防止、および研究における倫理審査を目的として、研究倫理審査委員会（以下、倫理委員会という。）を置く。

2 倫理委員会の組織および運用については、別に定める規程に従うものとする。

(不正行為に関する告発の受付責任者)

第7条 不正行為に関する告発または相談への迅速かつ適切な対応を行なうため、倫理委員会に告発受付の責任者を置く。

(告発の受付体制)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、電子メール、電話、面談等により、受付責任者に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により、不正行為を行なったとされる研究者または研究グループ等の氏名または

名称、不正行為等の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 受付責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には倫理委員長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 受付責任者は、告発を受け付けたときには、すみやかに学長および倫理委員長に報告するものとする。学長は当該告発に関係する部署の責任者等にその内容を通知するものとする。

5 受付責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合をのぞき、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、倫理委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。ただし不正行為を行なったとされる研究者または研究グループ等の氏名・名称、不正行為等の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合に限る。

(告発の相談)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付責任者に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったとき、受付責任者は、その内容を確認し相当の理由があると認めた場合、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為が行なわれようとしている、または不正行為を求められている等である場合、受付責任者は学長および倫理委員長に報告するものとする。

4 前項の報告があった場合、学長または倫理委員長はその内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行なうものとする。

(受付責任者の義務)

第10条 告発の受付にあたり受付責任者は、告発者の秘密の遵守等、告発者の保護を徹底しなければならない。

2 受付責任者は告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用される。

(秘密保持義務)

第11条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 学長、倫理委員長および倫理委員会委員等は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長および倫理委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし告発者または被告発者の責に帰すべき事由によって漏洩した場合は、当該者の了解は不要とする。

4 学長および倫理委員長またはその他の関係者が、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡および通知をする場合には、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第12条 学長は、告発を理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、告発を理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

3 学長および理事長は、告発者に対して不利益な取り扱いを行なった者がいた場合は、本学の諸規程およびガイドライン等に従い、その者に対して処分を課すことができる。

4 学長および理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行なってはならない。

(被告発者の保護)

第13条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

2 学長および理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取り扱いを行なった者がいた場合

は、本学の諸規程およびガイドライン等に従い、その者に対して処分を課することができる。

3 学長および理事長は、相当な理由なしに、告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行なってはならない。

(悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行なってはならない。この規程における、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、または被告発者の研究を妨害するため等、被告発者に何らかの不利益を与えること、または被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 学長および理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該被告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

3 学長は前項の処分が課された場合、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第15条 第8条に基づく告発があった場合、または倫理委員長が必要を認めた場合には、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会はすみやかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。委員には倫理委員会委員にかぎらず、学内外の有識者を指名することができる。

3 予備調査委員会は必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、関係者の聴取等を行なうことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を取ることができる。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行なわれた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行なう。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行なう場合は、取り下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえて協議し、ただちに本調査を行なうか否かを決定する。

3 本調査を実施することが決定された場合、倫理委員会は告発者および被告発者に対して本調査を行なう旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 本調査を実施しないことが決定された場合、倫理委員会はその理由を付して告発者に通知する。その場合、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 本調査を実施することが決定された場合、倫理委員会は、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁に、本調査を行なう旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 倫理委員会は、本調査の実施決定後、すみやかに調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。なお、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 倫理委員会の委員長1名
- (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した学内有識者2名
- (3) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した外部有識者3名
- (4) 法律の知識を有する外部有識者1名

(本調査の通知)

第19条 倫理委員会は調査委員会を設置した場合、調査委員会委員の氏名および所属を、告発者および被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合には当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であ

ると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者および被告発者に対してただちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者の聴取等の方法により、本調査を行なうものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認めた場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象として、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連する被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置を取ることができる。

2 告発された事案に係る研究活動が行なわれた研究機関が本学でないとき、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置を取るよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合をのぞき、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出することができる。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は本調査にあたって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分に配慮しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 被告発者は、調査委員会の本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続にのっとって行なわれたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等が必要とされる場合には、第20条第5項の定める保障が与えられなければならない。

(認定の手続)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行なわれたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して学長に申し出、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行なわれなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、あわせてその旨の認定を行なうものとする。

4 前項の認定を行なうにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、ただちに学長および倫理委員会に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 学長は調査結果（認定を含む）を、すみやかに告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 学長は前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときには、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第29条 不正行為が行なわれたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただしその期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で、悪意に基づく告発と認定された者を含む）は、その認定について、前項に準じて不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行なう。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし調査委員会の構成の変更等を行なう相当の理由がないと認める場合は、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第18条第2項および第3項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行なうまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに学長および倫理委員会に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行なう旨を決定した場合には、ただちに学長および倫理委員会に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。またその事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案のすみやかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行なうことなく手続を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、ただちに学長および倫理委員会に報告する。報告を受けた学長は不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 再調査を開始した場合、調査委員会はその開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長および倫理委員会に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合には、その理由および決定予定日を付して学長に申し出、その承認を得るものとする。

4 学長は本条2項または3項の報告に基づき、すみやかに再調査手続の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第31条 学長は、不正行為が行なわれたとの認定がなされた場合には、すみやかに調査結果を公表するものとする。

2 前項における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行なった措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられ

ていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 不正行為が行なわれなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、または論文等に故意もしくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項における公表内容は、不正行為がなかったこと、または論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表することができる。

(本調査中における一時的措置)

第32条 学長は、本調査を行なうことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 学長は資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 学長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負うと認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負うと認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、ただちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文の取り下げ等の勧告)

第34条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行なわなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合には、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 学長は、不正行為が行なわれなかったものと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除する。

2 学長は、不正行為を行なわなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分)

第36条 本調査の結果、不正行為が行なわれたと認定された場合、学長および理事長は、当該不正行為に関与した者に対して、法令、学則、関係諸規程、ガイドライン等に従って、処分を課すものとする。

2 学長は前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 本調査の結果、不正行為が行なわれたと認定された場合、倫理委員会は学長に対し、すみやかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、是正措置等という）を取ることを勧告するものとする。

2 学長は前項の勧告に基づき、関係する部署の責任者に対し、是正措置等を取ることを命ずる。また必要に応じて、全学における是正措置等を講ずるものとする。

3 学長は前2項に基づいて取った是正措置等の内容を、該当する資金配分機関ならびに文部科学省およびその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第38条 この規程の改廃は、教授会および理事会の議を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、2015年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月19日から施行する。

附 則
この規程は、2020年11月6日から施行する。